

ミャンマーにおける知財制度の現状と法案の概要

現状

現在、ミャンマーには近代的な知的財産法制が存在しない。より詳しく説明すると、著作権法は英国領インドの一部であった時代に制定された 1914 年著作権法が現在も効力を有しているものの、この法律は外国人が創作した著作物に対する保護が不十分であったり、罰則が軽かったりと現在有効に機能しているとは言い難い。また、有効に機能する特許法、意匠法、商標法は存在せず、日本の特許庁が行うような権利を発生させるための登録業務も行われていない。

商標についてさらに補足すると、商標法は存在しないものの、コモンローに基づいての保護が存在し、商標に関する権利を保有していたことの証拠として、登録法 (Registration Act) に基づき商標の所有者宣言を登録することが行われている。ただしこの登録は、商標の権利としての適格性の審査が行われるわけではなく、形式的な条件が整っていれば登録（登録番号の付与など）がされることになる。

互いに同一または類似の商標についての争いが発生した場合には、先使用主義（先に使用の開始をした者に対して権利を認める）に基づいて裁判所が判断をすることになり、所有者宣言の登録は先に使用を開始したことの有力な証拠となる。先使用主義は、日本をはじめとして多くの国で採用されている先願主義（先に申請をした者に対して権利を認める）とは異なり、先に使用の開始をしたことを立証するための負担が大きい。

特許、意匠（デザイン）、商標（ブランド）、著作権といった知的財産（知財）を権利として適切に保護することは国家が発展していく上で必要不可欠の要素である。当該国家でビジネスを行おうとする外国企業にとっても、自社の知財が守られなければ積極的な投資がためられることにもなる。また、世界貿易機関（WTO）の加盟国であるミャンマーは、後発開発途上国に認められた猶予措置があるものの、知財権に関する協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPS 協定)）をいずれ順守する義務がある。TRIPS 協定は知財権保護の最低基準を定めたものといわれており、ミャンマーが TRIPS 協定の規定を履行するためには新たな法律の制定が欠かせない。

ミャンマーでは、知財を所管する教育省が知財法案の制定に向けて尽力しているところである。そこで本稿では、国会に提出された法案に基づいてミャンマーが現在検討している知財法制について紹介したい。なお、本稿はミャンマー語の法案原文を国際協力機構（JICA）で仮翻訳したものをベースにして執筆していること、法案の明らかな誤記と思われるもの

は筆者が解釈を加えていること、法案は今後国会内での議論の結果変更される可能性があることにご留意いただきたい。また本稿の説明において、かっこ付き数字は公開された法案の対応条項を示している。

知財法案の経緯

ミャンマーでは世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization）の協力の下、TRIPS 協定に沿う知財法制を目指し 2004 年に知財法の検討を開始した。特許法、意匠法、商標法、著作権法の四法案が存在し、2015 年に法案は国会に提出されたものの、総選挙が近づいたことによる議会閉会により実質的に廃案となった。

2016 年 3 月末にはアウン・サン・スー・チー氏および国民民主連盟（National League for Democracy）が率いる新政権が発足し、新政権の下、2016 年 7 月には経済政策が発表され、知財制度の導入が項目の一つとして掲げられた。2017 年 7 月から 8 月にかけて意匠法案（全 83 条）、商標法案（全 101 条）、特許法案（全 115 条）、著作権法案（全 99 条）が国会に再度提出された。これらの法案は、2018 年 2 月に 2 院のうちの一つの民族院の承認を得た。今後は人民院での議論に移ることになる。

以下、2017 年 7 月から 8 月にかけて国会に提出された法案に基づいて、各知財法案の概要を紹介する。なお、2018 年 2 月 6 日に日本で開催された「ミャンマー知的財産セミナー」（日本貿易振興機構（JETRO）主催）において、ミャンマー教育省担当者より、議会での議論を経て、議会に提出された法案について以下の 3 点の補足、a) 知財を所管する省が「教育省」から「商業省」へと変更になるかもしれないこと、b) 知財を所管する機関が「局（department）」ではなく「庁（agency）」に格上げされるかもしれないこと、c) 知財権委員会のトップが「教育大臣」から「副大統領」に格上げされるかもしれないこと、があったことを付言する。

商標法案の概要

商標法案は全 23 章 101 条からなり（図表 1 参照）、定義や目的の規定に始まり、登録業務をつかさどる組織、申請手続、商標権、不服申立、権利執行、罰則などが規定されている。また、商標法案の中には地理的表示（品質などの特性が産地と結び付いている産品であつて、その結び付きを特定できるような名称が付されているもの）の保護、商号（Trade name）の保護が別に規定されている。

図表1 商標法案

第1章	名称、施行規定及び定義	第13章	登録商標のライセンス
第2章	目的	第14章	登録商標の無効及び取消宣言
第3章	委員会の設置及びその機能と義務	第15章	地理的表示
第4章	局の機能と義務	第16章	商号
第5章	登録官及び審査官の任命、それらの機能と義務	第17章	国際登録の申請
第6章	登録適格性のない標章	第18章	不服申立
第7章	出願	第19章	裁判所の設立
第8章	審査、異議申立、登録	第20章	登録商標権の税関による保護
第9章	優先権	第21章	登録商標権の侵害に関する裁判所の権能
第10章	登録商標の権利期間と更新	第22章	罰則
第11章	登録商標の権利	第23章	雑則
第12章	商標権の移転		

出典：公開された法案を基に筆者作成

商標法案のみならず、全ての知財法案に教育大臣を長とする知財権委員会を設立することが規定されている (4)。その他のメンバーは関連省庁の副大臣、局長、専門家、技術者、非政府機関の代表から成り、知財を担当する局（知財局）が事務局を務める。委員会は、知財制度の国家レベルの政策、戦略、ワークプランの制定、およびこれらの施策の実施についての監督などを行う (5)。また全ての知財法案に、知財局、登録官、審査官の機能と義務が規定されている。

商標

法案では、標章（マーク）の定義は「名前、文字、数字、形状、色の組み合わせを含む視覚し得る標識またはそれら標識の組み合わせであり、ある者の事業の商品または役務を他者の事業の商品または役務から区別することができるもの」とされている (2)。立体商標や音、色彩の商標など、いわゆる非伝統的商標の保護をどうするか、確立した方針は打ち出されていない。

商標が登録されるための要件としては、定義要件に合致する商標であること、方式要件を満たすこと、絶対的拒絶理由（商標の識別性があり、公序良俗に反しないかどうか）に該当しないこと、および相対的拒絶理由（他人の登録商標と同一または類似の商標を同一または類似の商品・サービスに使用することにより、第三者が混同を生じさせるおそれがあるかどうか）に該当しないことが規定されている (10、11、13、14) (図表 2-1、2-2 参照)。

図表2-1 商標審査

	絶対的拒絶理由の審査	相対的拒絶理由の審査
例	自己の商品・役務と、他人の商品・役務とを区別することができるかどうか等の審査	他人の商標と紛らわしい商標かどうか等の審査
説明	商品「野菜」について、その箱に「北海道」という文字が記載されていても、消費者は、「北海道」の文字は「北海道産」の商品であることを表したものと認識してしまい、誰の商品かを区別することができません。	「テルライト」(指定商品「デジタルカメラ」という登録商標を既に持っている他人がいた場合は、商標「テレライト」(指定商品「ビデオカメラ」)を出願しても登録することができません。

(出典)日本国特許庁ウェブサイトをもとに筆者作成
https://www.jpo.go.jp/seido/s_shouhyou/chizai08.htm

図表2-2 商標の登録要件

絶対的拒絶理由	<ul style="list-style-type: none"> (a) 識別性がない場合 (b) 商品/サービスに関して、品質、数量、意図する使用、価格、製造地その他の標識・マーク・表示のみを含む場合 (c) 連邦の公共の秩序や道徳等に反する場合 (d) 取引の慣行において一般的な表現又は慣用となった場合 (e) 公衆又は取引者を誤認させる場合 (f) 国家又は国際機関の旗、紋章等と同一又は類似の模倣である場合 (g) 現行法下で禁じられているものを含む場合 (h) 連邦が加盟国である条約に基づいて特定の保護を受ける標章、記章等である場合
相対的拒絶理由	<ul style="list-style-type: none"> (a) 登録商標と同一又は類似の商品/サービスに同一又は類似の標章を使用することにより消費者を誤認させる場合 (b) 許可なく人の権利又は法人の名声を害する商標を使用する場合 (c) 他者の知財権を侵害する商標を使用する場合 (d) 善意でなく商標登録を申請した場合 (e) 周知商標と同一又は類似の商品/サービスに同一又は類似の商標の登録を申請することにより消費者を誤認させる場合 (f) 登録された周知商標と異なる商品/サービスで同一又は類似の商標の登録を申請し、その商品/サービスにその商標を使用することが周知商標の所有者と何らかの関係を示すもので、周知商標の所有者の利益を害する場合

出典：公開された法案を基に筆者作成

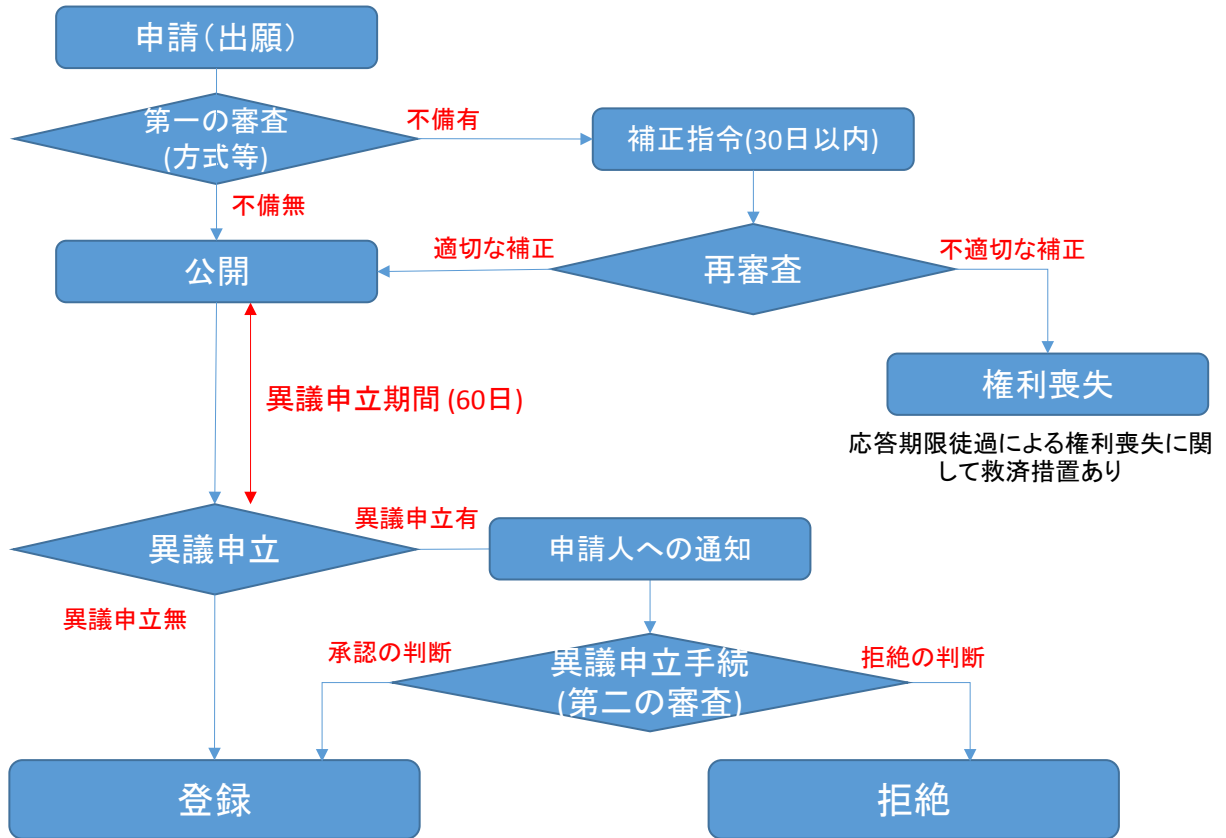
また法案では先願主義が採用されており、互いに同一または類似の権利の申請があった場合には、先に申請（出願）をした者に権利を認めることになる（16、17）。また、パリ条約に基づく優先権主張および博覧会出品に基づく優先権主張が認められる（28－30）。上述の先使用に基づく権利から先願に基づく権利に変更となるため、現在の法案には「法施行前に登録法の下、登記所で登録された標章の所有者は、登録商標に関する権利を享受するために商標申請を行うことができる」と経過措置が規定されている（92）。

商標権の申請はミャンマー語または英語により行わなければならない、登録官の要請があれば他方の言語への翻訳を提出し、その翻訳が正しい旨署名しなければならない (13)。所定の料金を支払い、所定の事項が記載された書類（登録の請求、申請人の住所・氏名、当てはまる場合は代理人の住所・氏名、明瞭かつ完全なマークの記載、国際分類で分類された登録を求める商品／サービス名）を提出すれば、その日が申請の日（出願日）となる (15)。申請人は申請の取り下げができ、または所定の料金を支払い誤記などの訂正、申請の分割（多くの指定商品がある場合）、もしくは指定商品の減縮ができる (18)。

商標権が登録されるまでの手続は国によってさまざまではあるが、現法案は欧州の手続に近いものとなっている。すなわち、登録要件の一部である方式審査と絶対的拒絶理由の審査のみ知財局が行い (20)、その後、申請内容の公開を行う (22)。

商標登録申請に関し、絶対的拒絶理由の存在または相対的拒絶理由の存在の主張に基づいて異議申立をしたい者は、公開後 60 日以内に申立てを行わなければならない (23)。異議申立がある場合には、登録官は商標申請人にその旨通知し (24)、反論の機会を与えた上で審査を行い、登録の可否を判断することができる。期限内に異議申立がない場合には、登録官は登録を認めることができる (25)。登録を認めた後、登録官は登録簿に記録し、商標登録証を発行する (25)。商標の申請から登録までの流れについては、図表 3 を参照されたい。

図表3 出願から登録までの流れ(商標及び意匠)



(出典) 公開された法案及び担当職員への聞き取りをもとに筆者作成

商標が登録されると、商標権が発生し、他人が商業において同一または類似の商品に同一または類似の商標を使用した結果、消費者が誤認を起こす場合にその使用を禁止することができ、また権利侵害に対して民事または刑事訴訟を起こすことができる (35)。ただし、他人が善意で商業においてその名前や住所を表示し、型や関連情報・品質その他の商品・サービスの特性を表示し、もしくは付属品や代替品を含む商品やサービスの使用意図に言及するための商標の使用、または商標権者もしくは商標権者の承認を得た者により市場に供給された商品への商標の使用 (ただし、その商品が変更され、損害を受け、または悪化した状態であることが判明した場合を除く) を禁止することはできない (36-38)。

商標の権利期間は申請時から10年で、10年ごとに所定の料金を支払った上で権利を更新することができる (31-32)。商標権申請人または商標権者は自身の申請または権利の移転のための申請を行うことができ (39)、商標権者は他者にライセンスすることができる (43)。ライセンスを登録するためには、ライセンスの合意書の写しを添付して申請しなければな

らない (44)。登録簿に登録されていないライセンスは効力を有しないとされている (47)。

登録された商標に絶対的拒絶理由もしくは相対的拒絶理由が存在するか、または定義要件に合致しない具体的な証拠がある場合には、登録官は請求に基づいて登録の無効を宣言しなければならない (48)。相対的拒絶理由に基づく請求は、善意でなく登録されたものでない場合には、登録から 5 年の間に限られる。また、登録された商標が 3 年以上使用されていないなどの場合には、請求に基づいて登録官は登録の取消しを宣言しなければならない (49)。使用の証拠が必要な場合には、登録商標権者がその責任を有する。

登録官の決定に不服のある者は、局長に対して不服申立を行うことができる (63)。さらに、局長の決定に不服がある場合には、最高裁判所により管轄を付与された裁判所に上訴できる (64)。商標権侵害が疑われる製品に対しては税関による差止めを行うことができ (66)、また裁判所において仮処分請求または刑事もしくは民事訴訟を提起することができる (75)。

地理的表示

既述の通り、地理的表示の保護の要件は別に規定され、その定義は「特に産地に起因し、その製品がその製造国・地域において品質、名声または他の独特の特徴を有してその地域で生産されている表示」とされている (2)。申請できる者は生産業者などを代表する法人であり、権利を取得したい地理的表示などの申請とともに、製品の著名な特徴、質または名声を示し、その製品に関する著名な特徴、質または名声の正確な特定、および産地と生産方法の関係を示さなければならない (52)。登録官は申請人の条件、書類の記載内容、地理的表示が定義に合致するかどうか、慣用された表示でないかどうかなどの審査を行う (56)。

権利が登録されると、登録簿に記載の地域で登録された商品に関する事業を行っている者のみが、同登録簿に記載の質、名声などに合致する場合において、登録された地理的表示を使用する権利を有する。また、地理的表示の権利者は、公衆を誤認させ欺く目的で登録された地域の産品であることを表示し、実際の産地を隠している商品の地理的表示の使用を禁止などすることができる (55)。保護される地理的表示を監督する機能についての規定が存在する (59)。その他の審査手続、登録後の手続、権利行使に関しては、多く商標の規定に類似している。

意匠法案の概要

意匠法案は全 23 章 83 条から成る (図表 4 参照)。枠組みは商標法案とほぼ同じであるが、権利の税関による保護は存在しない。

図表4 意匠法案

第1章	名称、施行規定及び定義	第13章	登録期間及び更新
第2章	目的	第14章	登録意匠の権利
第3章	委員会の設置及びその機能と義務	第15章	登録意匠権の移転
第4章	局の機能と義務	第16章	登録意匠のライセンス
第5章	登録官及び審査官の任命、それらの機能と義務	第17章	登録意匠の無効及び取消宣言
第6章	保護される意匠	第18章	国際登録の申請
第7章	保護されない意匠	第19章	不服申立
第8章	意匠登録出願をすることができる者	第20章	裁判所の設立
第9章	出願	第21章	登録商標権の侵害に関する裁判所の権能
第10章	審査、異議申立及び登録	第22章	罰則
第11章	公開の延期	第23章	雑則
第12章	優先権		

出典：公開された法案を基に筆者作成

法案では、意匠の定義は「一部もしくは全部の工業（industrial）製品もしくは手工業製品の外観であって、その製品自体および／またはその装飾の線、輪郭、色彩、形状、表面もしくは模様の特徴から生じるもの」とされている（2）。欧州の意匠保護に関する指令における意匠の定義と類似している。

意匠が登録されるための要件としては、定義要件に合致する意匠であること、方式要件に合致すること、新規性に加えて独自性のある意匠であること、保護適格性のない意匠（技術的な特徴のみの意匠、公序良俗違反の意匠）に該当しないことが規定されている（10-13）。新規性のある意匠とは、申請日（優先日）前に国内または国外で、文字で表され、使用され、出版され、展示され、または他の手段により公衆に開示されていない意匠のことであり、公衆にすでに知られている意匠の特徴の一つを組合せた意匠、またはすでに公衆に知られている意匠と明らかに目立つ違いのない意匠は独自性のある意匠とはみなされない（10）。商標法案と同様、意匠法案も先願主義を採用しており（21、22）、パリ条約に基づく優先権主張および博覧会出品に基づく優先権主張が認められる（36-38）。

意匠の発明者、その法定相続人または法的譲受人が意匠の登録申請を行うことができ（14）、2以上の者により発明された場合には、共同で申請する権利がある（15）。発明者が職務で意匠を創作した場合には、特段の定めがなければ原則として雇用者が申請の権利を獲得する（16）。

申請はミャンマー語または英語により行わなければならない、登録官の要請があれば他方の言語への翻訳を提出し、その翻訳が正しい旨署名しなければならない (18)。ロカルノ協定に記載される国際意匠分類の1分類に含まれる製品に使用される意匠であれば、1または2以上の意匠を含めて申請できる (18)。所定の料金を支払い所定の事項が記載された書類(登録の請求、申請人の住所氏名、あてはまる場合は代理人の住所氏名、完全な意匠の記載、意匠が適用される製品名の記載)を提出すれば、その日が出願日となる (20)。申請人は申請の取り下げができ、また所定の料金を支払い誤記などの訂正、申請の分割(多くの意匠を含む場合)ができる (23)。

意匠権が登録されるまでの手続は商標法案と同様、欧州の制度に類似するものとなっている。すなわち、登録要件の一部、方式審査、定義要件に合致する意匠かどうかの審査、および公序良俗違反の意匠に該当するかどうかの審査のみ知財局は行い、その後申請内容の公開を行う (25, 27)。ただし申請時から最大18カ月間、公開延期を請求することが可能で、その場合は公開延期を請求している旨が公開され、公開延期の期間が終了した後に内容の公開がなされる (35)。

意匠登録申請に関し、定義要件に合致しないこと、公序良俗違反の意匠に該当すること、新規性が欠如していること、または正当な権利者でない者により申請されたことの主張に基づいて異議申立をしたい者は、公開後60日以内に申立てを行わなければならない (28)。異議申立がある場合には、登録官は意匠申請人にその旨通知し (29)、反論の機会を与えた上で審査を行い、登録の可否を判断することができる。異議申立がない場合には、登録官は権利登録をすることができる (30)。登録を認めた後、登録官は登録簿に記録し、意匠登録証を発行する (30) (図表3参照)。

意匠が登録されると意匠権が発生し、権利者の同意のない他人が商業目的で登録意匠の複製(登録意匠の重要な部分のデザインの複製を含む)である製品を製造、販売、輸入することを禁止することができ、また権利侵害に対して民事訴訟を起こすことができる (43)。ただし、商業目的でない個人的な事柄、試験研究目的の事柄、もしくは参照や教育のための複製の実施、または意匠権者もしくは意匠権者の承認を得た者により市場で合法に販売され、もしくは輸入された意匠製品には権利が及ばない (46, 47)。権利が2以上の者により保有される場合には、特段別の定めがなければ、おのおのが等しく分けられた部分の権利を有する (45)。

意匠の権利期間は申請時から5年で、5年ごとに所定の料金を支払った上で更新が認められ、最大の権利期間は15年である (39)。権利の移転、ライセンスに関しては商標法案と同様

の規定となっている。

登録意匠が a) 保護適格性のない意匠、b) 定義要件に合致しない意匠、c) 新規性または独創性のない意匠、d) 具体的な証拠から無権限者により保有される意匠、e) 詐欺などにより登録された意匠、f) 裁判所により無効と判断された意匠である場合には、請求に従い登録官は登録の一部または全部を無効にすることができ（58）、無効となった登録意匠を取り消すことができる。登録意匠の更新時に料金が支払われなかった場合、または登録意匠が取り下げられた場合にも、登録官は登録意匠を取り消すことができる（59）。また、商標法案と同様に、登録官の決定に不服のある者は局長に対して不服申立を行うことができ（62）、その決定に不服がある場合には、裁判所に上訴できる（63）。意匠権侵害が疑われる製品に対しては、裁判所において仮処分請求および民事訴訟を提起することができる（65）。

特許法案の概要

特許法案は全 24 章 115 条から成る（図表 5 参照）。特許法案には小発明（実用新案）の保護のための要件などが別に規定されている。また、強制実施権の章も設けられている。

図表5 特許法案

第1章	名称、施行規定及び定義	第13章	特許権
第2章	目的	第14章	特許権の移転
第3章	委員会の設置及びその機能と義務	第15章	ライセンス
第4章	局の機能と義務	第16章	強制ライセンス
第5章	登録官及び審査官の任命、それらの機能と義務	第17章	特許の返却及び無効
第6章	保護される発明	第18章	小発明
第7章	保護されない発明	第19章	国際登録出願
第8章	特許出願をすることができる者	第20章	不服申立
第9章	出願	第21章	裁判所の設立
第10章	審査、異議申立及び登録	第22章	特許権の侵害に関する裁判所の権能
第11章	優先権	第23章	罰則
第12章	特許の権利期間及び登録料	第24章	雑則

出典：公開された法案を基に筆者作成

特許

法案では、発明の定義は「物または方法の創作であって、技術分野における特定の課題を実際に解決するもの」とされている（2）。

発明が特許されるための要件としては、方式要件を満足すること、発明が新規性、進歩性、

産業上の利用可能性を有すること、非登録要件に該当しないこと、明細書は当業者が発明を実施可能なように記載されていること、クレーム（特許請求の範囲）が適切に記載されていること、出願の単一性を満足することが規定されている（33）。新規な発明とは、申請日（出願日）前に出版され、口述され、使用され、もしくは公衆に開示された技術、または何らかの手段で公表され、または公衆によって使用することができるようになった技術を含むすでに存在する技術でない発明のことをいう（10）。

関連する技術分野の専門家によって容易に理解できない発明は進歩性を有すると考えなければならず、産業上の利用可能性の「産業」は広義に解釈される（10）。また、商標法案・意匠法案と同様、特許法案も先願主義を採用し（21、22）、パリ条約に基づく優先権主張および博覧会出品に基づく優先権主張が認められる（40-42）。

特許の非登録要件としては、(a)科学理論や数式の発見、(b)ビジネスの方法など、(c)コンピュータプログラム、(d)非生物学的または微生物学的以外の主に動植物の生物学的生産方法、(e)植物、生物、cDNAを含むDNA、細胞、細胞株、人工微生物以外の天然生物の全部／一部を含む全ての動植物の種、(f)人または動物の体を実験することによる診断方法を含む人または動物の治療のための治療方法または外科的方法、(g)天然に存在する、新しい使用または新しい形態を含む公知の物または化合物に関連する発明、または(h)公の秩序、人間、動物、植物、健康または自然環境をひどく害する発明および国内法により禁止されている発明が挙げられている。さらに医薬化合物またはその製造方法、農業のための化合物、食品、微生物の発明についても当面特許の対象から除外する旨が記載されている（11）。

発明者、発明者から受託された者、またはその権利の譲受人が特許の申請をする権利を有し（12）、2以上の者によりなされた発明は、共同で申請することができる（13）。職務でなされた発明は、意匠法案と同様、特段の定めがなければ原則として雇用者が申請の権利を獲得する（14）。

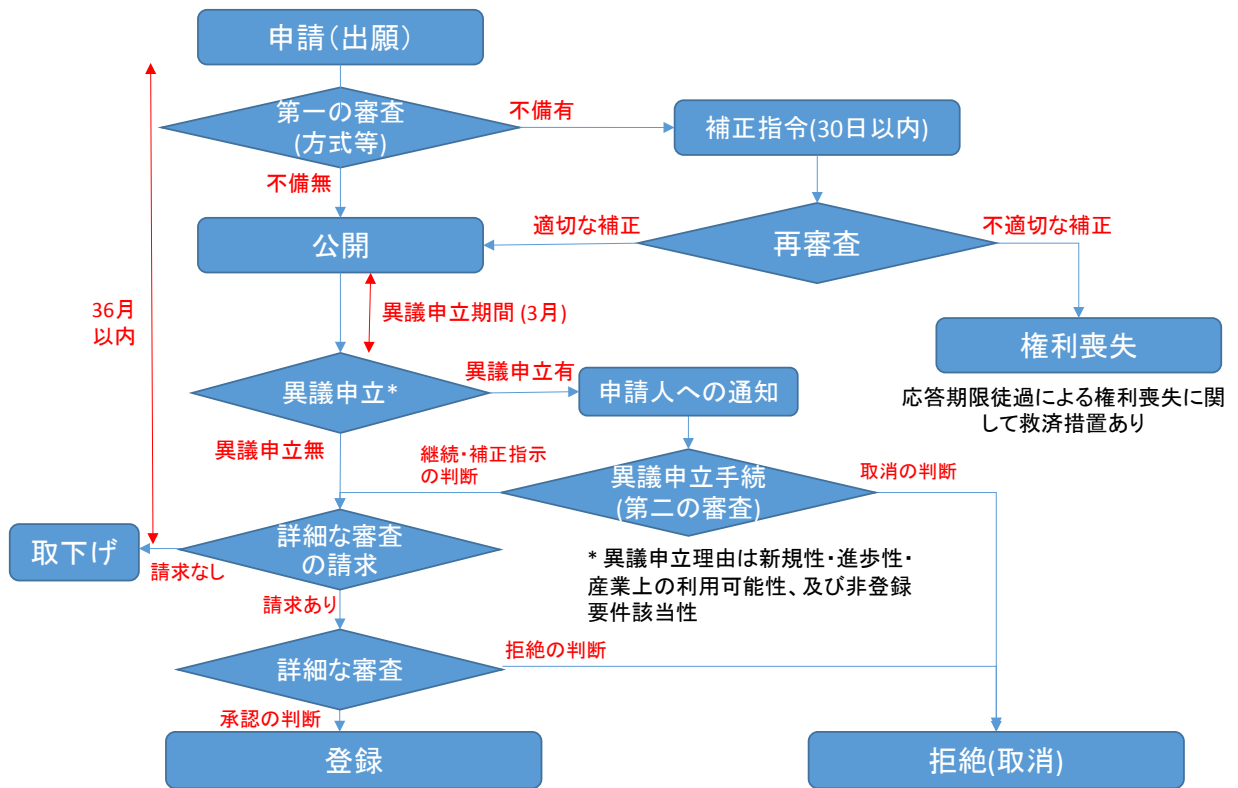
申請に関しても意匠法案と同様、ミャンマー語または英語により行わなければならない、登録官の要請があれば他方の言語への翻訳を提出し、その翻訳が正しい旨署名しなければならない（16）。所定の料金を支払い所定の事項が記載された書類（登録の請求、申請人の住所・氏名、当てはまる場合は代理人の住所・氏名、完全な発明の説明、発明の名称および要約、特許を求めるクレーム）を提出すれば、その日が出願日となる（18）。申請人は元の申請の記載範囲内で補正をし、申請の取り下げをし、もしくは出願の単一性を満たさない申請の分割ができ、または所定の料金を支払い誤記などの訂正ができる（25）。

登録官は、特許申請が国家の安全保障や公衆の安全にとって害になる事項を含むと判断した場合には、当該事項に関する関連省庁の意見による許可が出るまでその申請を公開せず秘密としておくことができる (39)。また、安全保障にとって害になる事項を含む申請を行おうとする国内在住の者は、当該関連省庁の意見が得られない場合には登録官の認可なしに外国に特許申請をしてはならない (39)。特許申請人は、当該関連省庁の意見に起因する苦難のために適切な補償を求めることができる (39)。

特許権が登録されるまでの手続は商標法案、意匠法案とは異なる。方式審査を行った後、原則として出願日から 18 カ月後に申請内容の公開を行う (29)。特許登録申請に関し、発明の新規性、進歩性、産業上の利用可能性、および非登録要件に該当することの主張に基づいて異議申立をしたい者は、公開後 3 カ月以内に申立てを行わなければならない (30)。異議申立がある場合には、登録官は特許申請人にその旨通知し (31)、反論の機会を与えた上で審査を行わなければならない、その結果によって登録官は特許出願を継続するかもしくは補正することを指示するか、または出願を取り消すことができる (32)。

特許権を登録するためには、さらに料金を支払って詳細な審査の請求を出願から 36 カ月以内に行わなければならない、期間内に当該請求を行わない場合には取り下げられたものとみなされる (23)。詳細な審査の請求に関して、審査官は上述の特許されるための要件を審査し、特許を付与するか拒絶するか意見とともに登録官に報告を行う (33)。登録官はその報告を確認し、特許を付与するか拒絶しなければならない (34)。特許を認めた後、登録官は登録簿に記録し、特許登録証を発行する (34)。特許の申請から登録までの手続は図表 6 を参照。

図表6 出願から登録までの流れ(特許)



(出典) 公開された法案及び担当職員への聞き取りをもとに筆者作成

特許が登録されると、特許権が発生し、権利者の同意のない他人による特許を使用した製品の製造、使用、販売の申し出、販売、または輸入を禁止する権利がある (49)。また、権利者の同意のない他人による特許方法の使用または特許製造方法を使用した製品についての製造、使用、販売の申し出、販売、もしくは輸入を禁止する権利がある。ただし、(a)特許発明の非営利もしくは個人的利用、(b)試験研究目的での製造、(c)一時的にもしくは予期せぬ事象により偶発的に外国から国内に立ち入った航空船舶などの設備・道具などの使用、(d)出願日前から善意でもしくは使用する準備を行っていた者による特許発明の使用、(e)特許権者もしくは特許権者の承認を得た者により市場で合法に販売され、販売の申し出がされ、もしくは輸入された特許製品の取引、(f)製品の製造・使用・建設・販売もしくは輸入に関して国内もしくは外国法の下、必要な情報を収集し、提出することのみを目的として特許発明を製造・建築・使用・販売・もしくは輸入すること、または(g)登録医師もしくは歯科医師により与えられた処方の下、薬局で個人に対し薬を処方すること、には特許権は及ばない (51)。権利が2以上の者により保有される場合には、特段別の定めがなければ、おのおのが等しく分けられた部分の権利を有する (52)。

権利期間は出願時から 20 年で、特許出願または特許を維持するために年金を支払わなければならない (44-45)。権利の移転、ライセンスに関しては商標法案、意匠法案と同様である。また、発明が国内の遺伝子、生物学的資源、または伝統的知識によって直接もたらされている場合、申請時にそれらを合法に取得した旨の書面を誤って提出しなかった場合には、特許権者に対してその特許によってもたらされる利益を関連機関に移転するように指示できる (57)。

自然人または法人は、国防・安全保障および経済発展、公衆栄養の発展または健康、その他国家の利益にとって重要な分野に関する公衆の利益のためなどの理由で強制ライセンスの申請をすることができる。申請を認可するかどうかは知財権委員会により判断される (63)。(a) 発明が新規性を有さないか非特許要件に該当する場合、(b) 具体的な証拠から無権限者により保有されている特許である場合、(c) 補正が申請当初の記載範囲を超える場合、(d) 特許を取得する際に重要な情報を省きもしくは偽りの情報を示したことが明らかである場合、(e) 優先日前から特許クレームを秘密に使用していた場合 (筆者注：インド特許法第 64 条に類似する規定かと思われる)、(f) 必要な情報を提供せずもしくは偽りの情報を提供した場合、または (g) 裁判所により取り消すべきと判断された場合には、関係者の請求により登録官は登録の一部または全部を取り消す (revoke) ことができる (75)。また料金が支払われなかったなどの場合、登録官は特許を取り消す (cancel) ことができる (76)。

商標法案、意匠法案と同様に、登録官の決定に不服のある者は局長に対して不服申立を行うことができ (91)、その決定に不服がある場合には、裁判所に上訴できる (92)。特許権侵害が疑われる製品に対しては、裁判所において仮処分請求および民事訴訟を提起することができる (94)。

小特許

小発明は「物品または物品の部品の新たな形状または形態から成る技術的創作であって、機能または実用性の向上するもの」と定義されている (2)。小発明が小特許登録されるための要件として、小発明が新規性、産業上の利用可能性を有すること、明細書は当業者が発明を実施可能なように記載されていることが規定されている (78)。進歩性を有することは小特許のための要件とはされていない。また、小特許の非登録要件としては、(a) 手順、(b) 化合物、医薬品化合物など、(c) 特許の非登録要件に該当するもの、(d) 彫刻、建築などが挙げられている (78)。さらに包括的に特許権および特許出願に関する規定が小特許の付与において参照されるとの規定がある。

小発明の場合には、登録要件の一部、方式審査、非登録要件に該当しないことの審査、定

義要件に合致する小発明かどうかの審査のみ局は行い（80）、その後申請内容の公開を行う（81）。小特許申請に関し、異議申立をしたい者は公開後 60 日以内に申立てを行わなければならない（82）。異議申立がある場合には、登録官は小特許申請人にその旨通知し、反論の機会を与えた上で審査を行い、登録の可否を判断する（82-83）。期限内に異議申立がない場合には、登録官は小特許登録を認めることができる（83）。登録を認めた後、登録官は登録簿に記録し、登録小発明証を発行する（83）。

小特許の権利期間は申請から 10 年である（79）。また、小特許が新規性を有さないなどの瑕疵（かし）がある場合には、関係者の請求により登録官は登録を取り消すことができる（84）。一定の条件の下で、所定の料金を支払い、特許申請を小特許申請に、また小特許申請を特許申請に変更できる（85）。

著作権

著作権法案は全 23 章 99 条から成る（図表 7 参照）。本法が適用されるのは、文学的または美術的作品の場合には、ミャンマーもしくは他の加盟国（ミャンマーが加盟している知財関連条約の加盟国）の国民であるか、またはその国に居住している者による作品であることなどが記載されている（9）。実演、レコード、放送、および放送事業者についても同様に本法が適用される対象についての記載がある（9）。

図表7 著作権法案

第1章	名称、施行規定及び定義	第13章	著作権に関連する権利の保護期間
第2章	目的	第14章	電子権利管理情報及び技術手段の保護
第3章	委員会の設置及びその機能と義務	第15章	著作権の登録
第4章	局の機能と義務	第16章	登録著作権の取消
第5章	登録官の任命、その機能と義務	第17章	不服申立
第6章	適用範囲	第18章	著作権集中管理団体の設立とその機能と義務
第7章	保護される著作物、保護されない著作物	第19章	著作権の税関による保護
第8章	著作権の保護期間	第20章	裁判所の設立
第9章	経済権と人格権	第21章	著作権の侵害に関する裁判所の権能
第10章	経済権の原所有者	第22章	罰則
第11章	経済権の制限と例外	第23章	雑則
第12章	経済権の移転		

出典：公開された法案を基に筆者作成

保護される文学的または美術的作品は独自の知的創作であるものとして、本・演説・演劇・音楽作品・視聴覚作品・建築作品などが列挙されており（10）、これらはその創造という事

実により保護される (11)。翻訳や翻案、編集作品などの二次的著作物も保護される (12)。他方で、アイデアや理論など、報道など、法律など、省の規則や政府からの通達など、司法判断などには著作権の保護は及ばない (13)。

本法下の文学的または美術的作品の保護期間は、経済権は原則著作者の生存の間およびその死後 50 年の間 (最終年の年末まで) であり (14)、人格権は、著作者の生存の間、および著作者の死後無期限となっている (14)。また、応用美術の経済権は創作から 25 年となっている (14)。著作権の権利者は、経済権としては、複製権、翻訳権、頒布権、貸与権、上演権、公衆送信権などを含み (15)、経済権は移転することができる (16)。人格権は、氏名表示権、同一性保持権などを含む (17)。

文学的または美術的作品が共同著作である場合は、原則、共同著作者が経済権を取得するが、その作品が著作者ごとに分離できる場合は、その部分ごとの著作者が経済権を取得する (19)。雇用関係の下で作成された作品については、原則として雇用者に権利がある (19)。経済権の制限として、合理的な通常の使用の範囲内かつ著作権者の正当な権利を侵害しない範囲において、個人が個人的使用のために公表作品を一部複製することができる (21)。また、作品をより知覚できるようにするためのデジタル通信やデジタル保存を通じた一時的な複製、公表作品の一部の引用形式による複製は許容される (22-23)。法案で具体的に例示されている教育目的または個人的な研究目的での複製などは、個人的使用で許容される量を超えることなく、また公平な利用に適合する限りにおいて、許容される (24)。その他、図書館での利用、報道記事などの複製、コンピュータープログラム、放送事業者による保存、視覚弱者などのための複製などの許容される例外が規定されている。

実演家、レコード製作者、放送事業者には、それぞれ法で規定された著作隣接権が認められ (34-37)、引用や学術研究、教育目的などによる権利の制限が規定されている (38)。権利期間は原則、実演などの後の 50 年後の年末までである。

著作権の電子権利管理情報を除去または変更することは禁止され、当該情報を除去もしくは変更した作品を頒布し、頒布のために輸入し、放送し、または公衆に送信することは禁止される (40)。また、技術手段の保護に関して、技術手段を回避し、除去し、無力化し、損なうことは禁止され、また技術手段を効果的に回避するように設計された装置などを製造し、輸入し、頒布し、販売し、貸与し、販売もしくは貸与の申出をし、または所有することは禁止される (41)。

著作権者は、著作権を有するという証明が欲しい場合には、知的財産局 (以下、知財局)

に著作物を登録するための申請を行うことができる (43)。登録官はその申請が既述の著作権の保護が及ばないものであるかどうかを審査し、登録を承認するか、拒絶することができる (47)。登録官は承認または拒絶を登録簿に記録し、公表するとともに出願人に通知する。また、著作権登録証を出願人に発行する (47)。著作物登録申請は、実演またはレコードについても行うことができる (50)。

また、関係者は登録の取り消し申請を行うことができ (52)、登録官は、申請または独自の調査に基づき、(a) 登録された作品が著作権の保護の及ばないものである場合、(b) 著作者が正当な登録の権利を有していない場合、(c) 著作権登録証が詐欺などによって取得されたものである場合、または(d) 裁判所により登録取り消しの判断がなされた場合に登録を取り消すことができる (53)。他の法案と同様に、登録官の決定に不服のある者は知財局長に対して不服申立を行うことができ (56)、その決定に不服がある場合には、裁判所に上訴できる (57)。

著作権集中管理団体を設立したい者は、知財局に組織規約を添付し許可のための申請をすることができる (58)。知財局は規定に従っているかどうかの審査をした後、条件を規定した上で申請を承認または拒絶できる (59)。また、団体に機能または義務に関して助言を与え、または必要であれば調整することができる (59)。著作権のカテゴリーに従い、それぞれの団体は、文学的または美術的作品の創造を発展するために必要な機能を実行しなければならない、また著作権から信託された作品などを保管し、利用者から公平な料金を徴収し、その料金を著作者に分配することができる (60)。団体は、担当省庁が定める規則などに従わなければならない (60)。

商標法案と同様、著作権侵害が疑われる製品に対しては税関による差止めを行うことができ (61)、また裁判所において仮処分請求または刑事もしくは民事訴訟を提起することができる (71)。

おわりに

ミャンマーが現在検討している知財法制について紹介した。本稿が急激な変化を遂げつつあるこの国を理解するための一助になれば幸いである。

(2018年3月29日作成)



上田 真誠 Masanobu Ueda

前 独立行政法人国際協力機構(JICA)
長期専門家／知的財産行政アドバイザー
(現 特許庁審査第二部生産機械 審査官)



東京大学大学院工学系研究科修了後、2003年に特許庁入庁。審査官のほか、企画調査課、国際課、国際協力課に在籍した後、2015年3月より2018年3月までJICA長期専門家としてミャンマー連邦共和国教育省(旧科学技術省)にて勤務し、知的財産制度の運用体制構築支援を行う。